

大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画

(新型コロナウイルス感染症対策行動計画)

令和3年2月改訂

大 竹 市

目 次

【大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画 総論】

I. はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 取組の経緯	1
3. 市行動計画の作成	2
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II - 2. 発生段階の設定	4
II - 3. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
II - 4. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
II - 5. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
II - 6. 対策推進のための役割分担	10
II - 7. 市行動計画の主要6項目	12
(1) 実施体制	12
(2) 情報収集・情報提供・共有	17
(3) まん延防止に関する措置	19
(4) 予防接種	19
(5) 医療	21
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	23

【大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画 各論】

III. 各段階における対策	24
----------------	----

未発生期

(1) 実施体制	24
(2) 情報収集・情報提供・共有	25
(3) まん延防止に関する措置	25
(4) 予防接種	26
(5) 医療	26
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	27

海外発生期

(1) 実施体制	28
(2) 情報収集・情報提供・共有	28
(3) まん延防止に関する措置	29
(4) 予防接種	29
(5) 医療	30
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	30

県内未発生期

(1) 実施体制	3 1
(2) 情報収集・情報提供・共有	3 1
(3) まん延防止に関する措置	3 2
(4) 予防接種	3 2
(5) 医療	3 3
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	3 3

県内発生早期

(1) 実施体制	3 5
(2) 情報収集・情報提供・共有	3 5
(3) まん延防止に関する措置	3 6
(4) 予防接種	3 6
(5) 医療	3 7
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	3 7

県内感染期

(1) 実施体制	3 9
(2) 情報収集・情報提供・共有	3 9
(3) まん延防止に関する措置	4 0
(4) 予防接種	4 0
(5) 医療	4 1
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	4 1

小康期

(1) 実施体制	4 3
(2) 情報収集・情報提供・共有	4 3
(3) まん延防止に関する措置	4 3
(4) 予防接種	4 3
(5) 医療	4 4
(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置	4 4

IV. 庁内部署別対策業務（参考）	4 5
-------------------	-----

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	6 7
---------------------------	-----

用語解説	6 8
------	-----

（別添）

特定接種の対象となりうる業種・職務について	7 2
-----------------------	-----

V. 大竹市新型コロナウイルス感染症対策実施要領について	8 6
------------------------------	-----

広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領（令和2年4月9日）	（別冊）
---------------------------------	------

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性と大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を保有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家レベルの危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等や同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策強化を図るものである。

2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ等に係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

これを受けて国は、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。

平成21年（2009年）4月に、新型インフルエンザ等（A／H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は人口10万人当たり0.16と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

この時の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ等（A／H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に国の新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されるとともに、この新型インフルエンザ等の教訓を踏

まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年(2012年)4月に、病原性が高い新型インフルエンザ等と同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

また、広島県では、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ等(A/H1N1)の経験等から見えてきた課題に対応するため、平成25年4月に広島県感染症・疾病管理センター(以下「県感染症センター」という。)を設置し、健康危機管理体制の強化を図られた。

県感染症センターは、県内外の感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から分析・解析をして、重大な感染症の疑いがある場合には、速やかに、まん延防止対策を講じることができるよう、平時から備えるとともに、大規模もしくは重大な感染症が発生した場合には、感染症専門医や疫学専門家などで構成する特別機動班を派遣して、現場での体制強化を図ることとしている。

3. 市行動計画の策定

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、平成25年(2013年)6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、広島県においても、示された基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第7条に基づき、広島県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を策定した。

本市も、特措法第8条に基づき、国及び県の行動計画と同様に、平成21年2月に作成した「大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を全面的に見直し、大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定するものとした。

市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の方針や市が実施する措置等を示すものである。

市行動計画の対象となる感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、国、県の行動計画と同様に以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きなもの

計画の見直しについては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うものとされているため、本市行動計画についても必要に応じて改定を行う。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国及び県並びに大竹市への侵入の可能性も十分考えられる。

病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等への対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を主たる目的として設定し対策を講じていく必要がある。

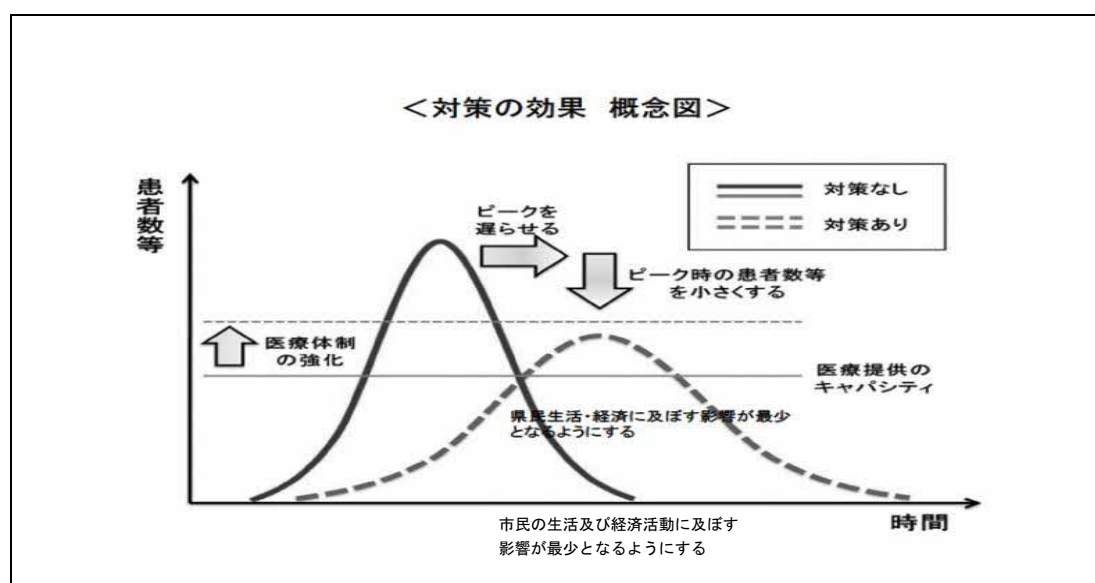
新型インフルエンザ等対策の目的

(１) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(２) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 市、医療機関及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療提供又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



Ⅱ－２ 発生段階の設定

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から海外での発生した段階、国内で発生しまん延する段階、パンデミックを迎え小康状態に至るまでを６つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

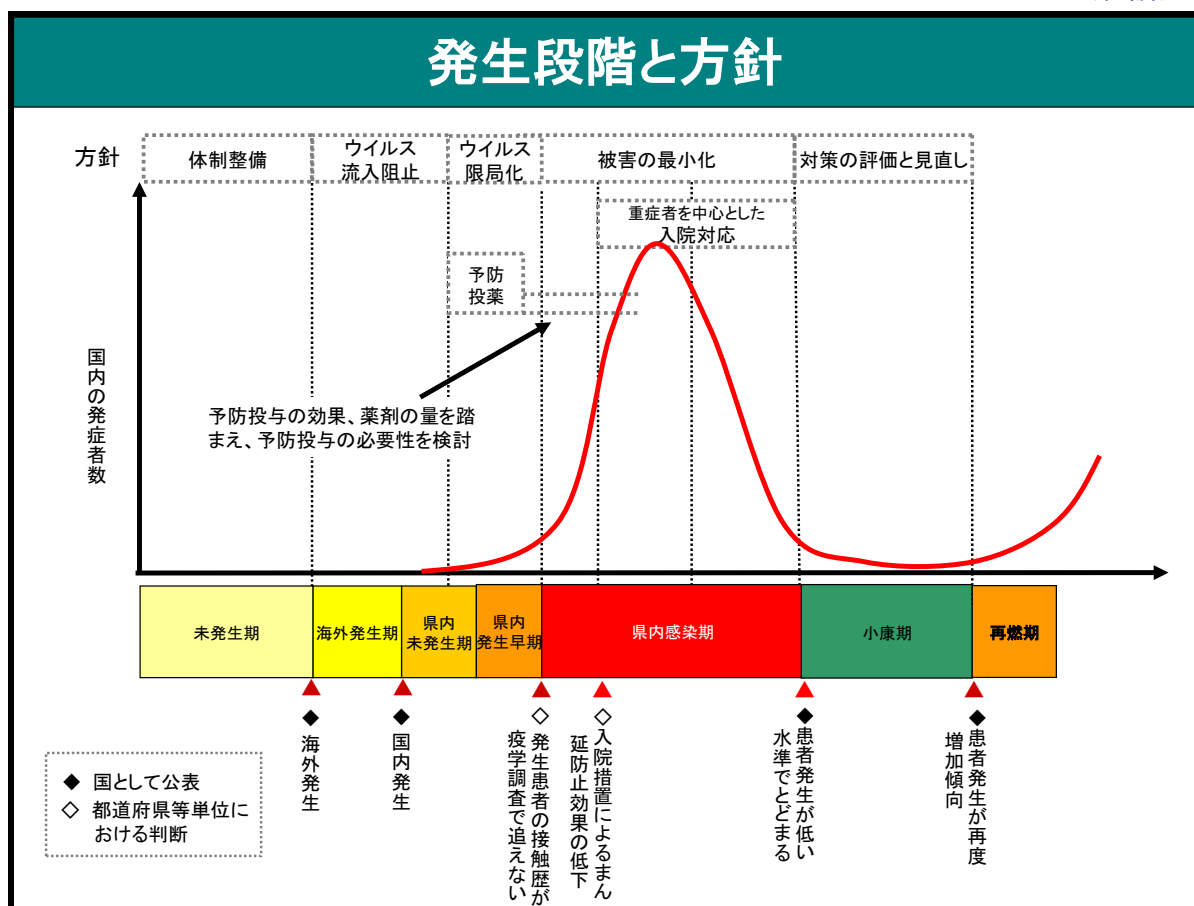
発生段階		状態
国発生段階	県内発生段階	
未発生期	未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて県と協議の上で、大竹市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）において決定するものとする。

なお、市対策本部を設置する前段では、大竹市感染症（新型インフルエンザ等）対策連絡会議（以下、「市連絡会議」という。）で協議を行い決定する。

また、市及び関係機関等は、それぞれの行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

しかし、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容も変化するということに留意する必要がある。



Ⅱ－３ 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(１) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の様々な感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等多様な状況化でも対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、政府行動計画や県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、「Ⅲ．各段階における対策」において、発生段階毎に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 発生段階に応じた対応

① 発生前の段階

県が行う地域医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、要配慮者への支援体制の整備、市民に対する啓発や市の業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。

事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のために適切な行動を行い、備蓄などの準備を行う必要があるため、予防対策等の情報提供を継続的に実施する。

県において警戒体制が敷かれた時は、市の関係部署で情報を共有するため市連絡会議を設置し、注意体制をとる。

② 海外で発生が確認された段階

県から確認された新型インフルエンザ等についての情報と今後講じられる対策等の情報を得て、「市連絡会議」を開催し、警戒体制をとる。

県・保健所及び医療機関との連携を強化し、帰国者・接触者外来の設置への協力、受診方法・相談窓口の周知等を行う。

また、国の緊急事態宣言後、速やかに「市対策本部」体制に切り替えられるよう準備を進める。

③ 県内で発生が確認された段階

県内の発生当初の段階では、県と協力し患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

また、国及び県からの病原性・感染力等に関する情報を考慮し、早期相談、早期受診の推奨を行う。

④ 県内感染期

県内及び市内で感染が拡大した段階では、国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。

したがって、あらかじめ決めておいた通りにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

また、事態によっては、地域の実情等に応じて、市が県や国と協議の上、柔軟に対策を講じることができるよう、医療機関を含めた現場が動きやすくなる配慮や工夫を行う。

⑤ 感染者の発生が低い水準となった段階

感染の状況に応じて、対策を縮小及び中止すると共に、流行の第2波以降に備えて、対策の評価・見直しを行う。

(3) 社会全体の感染拡大防止への対応

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等の対策は、不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウ

イルス薬等を含めた医療対応による感染対策を組みあわせて、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの感染の機会を減らすなどの方策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の勤務者の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける必要がある。

(4) 市民一人ひとりの感染拡大防止への対応

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等の対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策的確かかつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

国、県、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用（特措法第 29 条）、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第 5 条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事

態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

国、県、市は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等への対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表する。

Ⅱ－５ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、政府行動計画及び県行動計画に基づき、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて、対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザ等ウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザ等に罹患するとし、致死率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

◎ 流行予測（大竹市・広島県・全国）（アジアインフルエンザ（中等度）～スペインインフルエンザ（重度））

区 分	大竹市	広島県	全 国
総 人 口	26,496人	約279万人	約12,570万人
患者数（人口の25%が罹患すると仮定）	6,624人	約70万人	約3,143万人
医療機関を受診する患者数	約2,660～5,130人	約28～54万人	約1,270～2,455万人
入院者数（中等度～重度）	約114～427人	約1.2～4.5万人	約52～196万人
死亡者数（中等度～重度）	約38～133人	約0.4～1.4万人	約17～63万人
1日最大入院者数（中等度）	約21人	2,220人	10万人
1日最大入院者数（重度）	約82人	約8,650人	39万人

住民基本台帳に基づく人口（令和2年12月1日現在）により人口割して、本市の患者数を試算した。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザ等ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは、新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

また、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを形成しながら順次罹患する。
罹患者は1週間から2週間程度罹患し、罹患した勤務者の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に勤務者が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、勤務者自身の罹患のほか、家族内罹患者の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には勤務者の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

Ⅱ－６ 対策推進のための役割分担

(１) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等の対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第３条第１項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第３条第２項）とともに、世界保健機関（ＷＨＯ）やその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第３条第３項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(２) 地方公共団体の役割（県、市町）

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第３条第４項）。

ア 県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応に努める。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、保健所を設置する広島市、呉市及び福山市並びに市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

イ 市町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められるため、対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努める。

(３) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等の患者の診療体制強化を含めた医療提供をするよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。（特措法第4条第3項）

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策に努める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項、第2項）

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの実施、また、三密になるような場所の回避や会食時などで飛沫を飛ばさない等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、緊急事態宣言の発令等により、外出制限などが実施される場合を想定し、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等について情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

Ⅱ－７ 市行動計画の主要６項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」と「市民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(１)実施体制」、「(２)情報収集・情報提供・共有」、「(３)まん延防止に関する措置」、「(４)予防接種」、「(５)医療」、「(６)市民の生活及び経済安定に関する措置」の６項目に分けて立案している。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については次のとおりとなる。

(１) 実施体制

ア 考え方

- ・ 市全体の危機管理の問題として取組む。
- ・ 国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携を図り、一体となって取組む。

イ 全庁的な取組

- ・ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、各担当部局が対策を準備・実施する。
- ・ 「市対策本部」の事務局が、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

ウ 「業務継続計画」の作成

- ・ 「大竹市インフルエンザ等業務継続計画」（以下「業務継続計画※」という。）を作成し、新型インフルエンザ等発生の「県内感染期」においても、市の機能を維持し最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すための体制を整える。

エ 発生段階における対応方針と危機管理体制

発生段階	未発生期			海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対応方針	①発生に備え，体制整備 ②国・県との連携の下，情報収集及び情報提供を行う。			①新型インフルエンザ等の国内侵入状況に注視 ②早期発見と発生遅延 ③発生に備え体制整備	①国内発生状況等の情報収集 ②早期発見と発生遅延 ③発生に備え体制整備	①感染拡大の抑制 ②適切な医療確保 ③まん延に備えた体制整備	①医療体制の維持 ②健康被害生活・経済への影響を最小限に抑える	①市民生活・経済の回復を図る ②第２波以降に備える
県の危機管理体制	平常時	注意体制※1	警戒体制※2	非常体制				警戒体制※3
	広島県感染症対策連絡会議設置（新型インフルエンザ等対策）		広島県新型コロナウイルスインフルエンザ等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）	広島県新型コロナウイルスインフルエンザ等対策本部設置（本部長：知事）				広島県新型コロナウイルスインフルエンザ等警戒本部設置（本部長：健康福祉局長）
大竹市	平常時	注意体制	警戒体制	非常体制				警戒体制
	通常体制		大竹市連絡会議設置（議長：健康福祉部長）	大竹市新型コロナウイルスインフルエンザ等対策本部設置（本部長：市長，事務局：危機管理課）				大竹市連絡会議設置（議長：健康福祉部長）

※1 海外で鳥インフルエンザの人感染例発生

※2 国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例発生又は海外で新型コロナウイルス等感染疑い例発生

※3 国が政府対策本部を解散した時は、警戒体制へ移行する。

オ 大竹市感染症（新型コロナウイルス等）対策連絡会議

市は、国内・県内で鳥インフルエンザの人感染例が発生又は、海外で新型コロナウイルス等感染した疑い例が発生し、国・県が初動対応方針を決定した時点で、国内発生に備え、初動体制の確立や情報共有、事前対策を行うため、健康福祉部長が「市連絡会議」を召集する。

(ア) 構成

議 長	健康福祉部長
委 員	保健医療課長，危機管理課長，総務課長，環境整備課長，地域介護課長，市民税務課長，福祉課長，企画財政課長，総務学事課長，消防課長
事務局	保健医療課

カ 大竹市新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 政府及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には，大竹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき，「市対策本部」を次のとおり設置し，対策の総合的な実施体制を整える。
- ・ 国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合には，特措法に基づき必要な措置を講ずる。

(ア) 構成

本部長	市長	
副本部長	副市長	
本部員	教育長，総務部長，市民生活部長，健康福祉部長，建設部長，消防長，上下水道局長	
事務局	危機管理課	
事案対策班	総務部	総務課，企画財政課，産業振興課
	健康福祉部	保健医療課，福祉課，地域介護課
	市民生活部	自治振興課，市民税務課，環境整備課
	教育委員会	総務学事課，生涯学習課
	上下水道局	業務課，工務課
	消防本部	消防課，消防署
業務支援班	事案対策班に属さない課	

(イ) 主な業務

【共通事項】

課	新型インフルエンザ等対策業務
各課かい共通	○職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ○市内発生期における業務の維持継続に関すること ○関係機関等や市民への情報提供に関すること ○集客施設におけるまん延防止策に関すること

【事務局】

課	新型インフルエンザ等対策業務
危機管理課	○市対策本部の調整等全般に関すること ○国，県からの情報収集と連携に関すること ○食料及び生活必需品の受援に関すること ○ライフライン（電気・ガス等）の確保調整に関すること ○消防及び防災並びに防犯関係機関との連絡調整に関すること

【事案対策班】

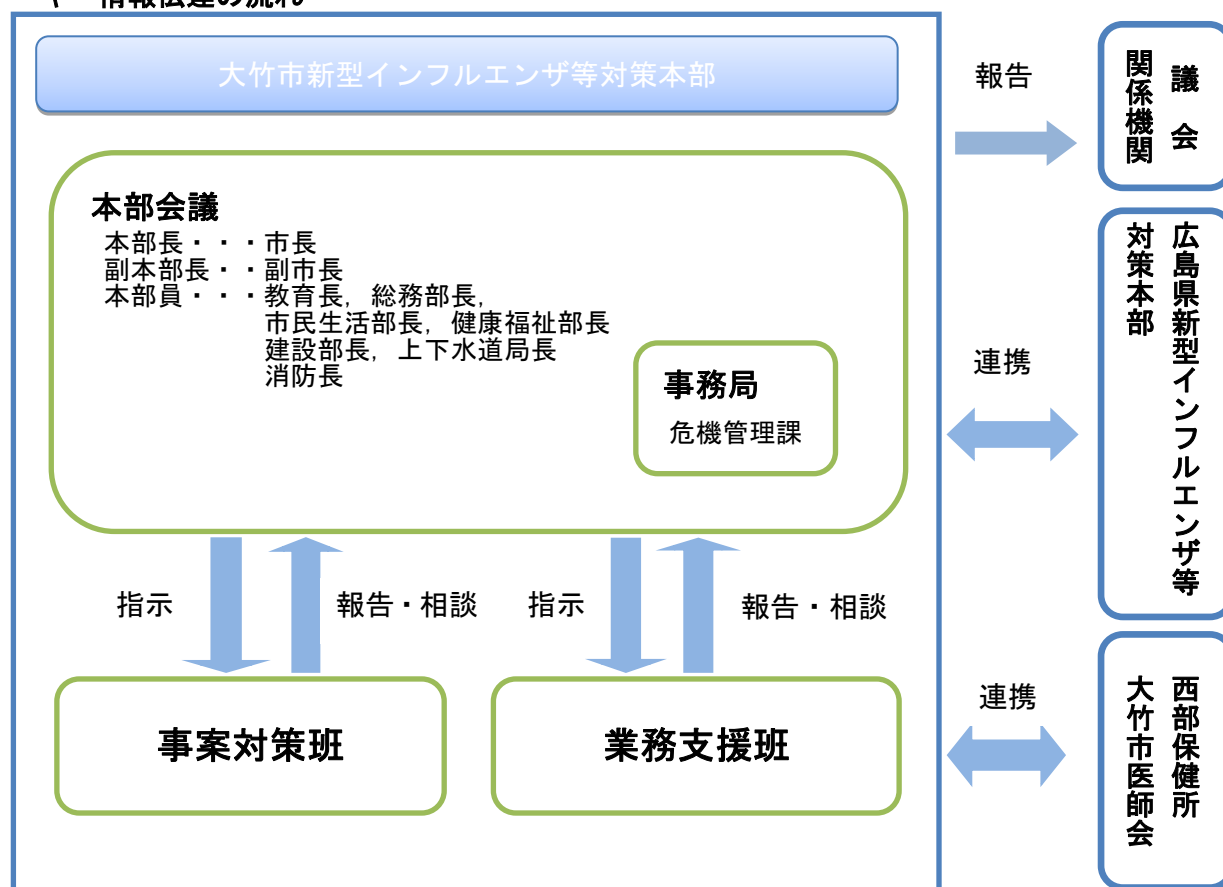
課	新型インフルエンザ等対策業務
総務課	○市業務の維持の総括に関する事 ○職員の健康管理及び特定接種に関する事 ○職員の感染防止資器材の配布に関する事 ○本庁舎の総合管理に関する事 ○本庁舎内の防疫等まん延防止対策に関する事
企画財政課	○情報の集約及び発信に関する事 ○外国語による情報提供の支援に関する事 ○マスコミへの情報提供に関する事
産業振興課	○家きん類等の感染把握に関する事 ○家きん類等の感染防止に関する事 ○所掌するイベント等の自粛・中止の総合調整に関する事 ○所管する施設における感染予防及び感染拡大防止に関する事 ○生活関連物資の確保のための支援に関する事 ○企業活動の維持・復旧のための支援に関する事
自治振興課	○地域内交通事業者に対し、利用者へのマスク着用の要請など感染予防に関する事 ○所掌するイベント等の自粛・中止の総合調整に関する事 ○地域交通の運行に関する事
市民税務課	○火葬許可に関する事
環境整備課	○感染性一般廃棄物の処理に関する事 ○ごみの収集と排出抑制に関する事 ○火葬体制の確保のための支援に関する事 ○遺体安置場所の調整等に関する事
地域介護課	○所掌する介護・福祉施設等の感染状況の把握及び感染予防・拡大防止に関する事 ○福祉・介護事業所における機能維持に関する事 ○高齢者等要配慮者の支援全般に関する事
福祉課	○保育所等における感染状況の把握に関する事 ○保育所等における感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関する事 ○障害者等要配慮者の支援に関する事 ○福祉事業所における機能維持に関する事
保健医療課	○市対策本部への報告、連絡、相談に関する事 ○国、県からの情報収集と連携に関する事 ○市民の感染状況の情報集約に関する事 ○市民からの相談窓口の開設に関する事 ○所掌する医療施設等の感染状況の把握及び感染予防・拡大防止に関する事

	○感染予防対策全般に関すること ○予防接種に関すること ○感染予防策の普及啓発に関すること ○医療体制の把握に関すること ○健康相談に関すること
総務学事課	○小・中学校の感染状況の把握に関すること ○学校における感染予防及び感染拡大防止（閉鎖措置を含む）に関すること
生涯学習課	○所掌する生涯学習及びイベント等の活動の自粛・中止の総合調整に関すること ○所管する施設における感染予防・拡大防止に関すること
上下水道局	○飲料水、生活用水の確保に関すること ○生活排水処理における機能維持に関すること
消防本部（署）	○患者の搬送に関すること

【業務支援班】

課	業務
上記以外の課	○事案対策班の後方支援（業務における応援） ○各課の業務継続支援（事案対策班に代わり当該職員の業務を分担）

キ 情報伝達の流れ



ク 関係機関の連携・協力

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害，社会・経済機能を破綻させないため，国，県の方針を迅速に把握し，連携・協力して対策を実施する。
- ・ 社会・経済機能の維持に関わる事業者（医療関係者，公共サービス提供者，食料品等の製造・販売事業者，報道機関等）の協力を求める。
- ・ 地域における市民生活を支援するために，大竹市社会福祉協議会，住民組織等に協力を求める。

ケ 市民の協力等

- ・ 感染拡大の防止を図るには，市民の協力が不可欠である。そのため，市民は，国や自治体による広報やメディアの報道に関心を持ち，新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て，自ら予防をすることが重要となる。
- ・ 食料品・生活必需品の備蓄，咳エチケットの徹底，不要不急の外出を避けるなどの感染防止や安易な救急車の利用をしないなどの適切な受診行動がとれるように努める。
- ・ 誹謗中傷などにより，患者等の人権を損なうことのないよう配慮する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に，国，県，市，医療機関，事業者，個人の各々が役割を認識し，十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため，対策の全ての段階，分野において，国，県，市，医療機関，事業者，個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは，双方向性のものであり，一方向の情報提供だけでなく，情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については，情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため，外国人，障害者等情報が届きにくい人にも配慮し，受取手に応じた情報提供を行うため，インターネットを含めた多様な媒体を用いて，理解しやすい内容で出来る限り迅速に提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報だけでなく，予防的対策として，発生前においても，県及び市は，新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを，市民のほか，医療機関，事業者等に提供する。

このような適切な情報提供を通じ，新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関する周知を図り，納得してもらうことが，発生時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。

特に幼児，児童・生徒・高齢者等に対しては，保育所等・学校・高齢者施設等で集団感染が発生するなど，地域における感染拡大の起点となりやすいことから，関係部署と連携して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有**(ア) 発生時の情報提供について**

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じ国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、提供する情報の内容について、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

誤った情報が流れた場合は、風評被害を考慮し、個別に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には、誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、市、指定（地方）公共機関の持つ情報などを、必要に応じて集約し、市のホームページ等に総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。

市は、市対策本部における広報担当者を設置し、適時適切に情報を共有する。

なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

また、市は、広報担当者により、県と適時適切に情報を共有するとともに、市が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

カ コールセンター等の設置

県は、海外発生期から小康期までの間、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口として、県庁にコールセンターを設置するとともに、市にも相談窓口を設置する。

なお、帰国者・接触者等の有症者からの相談などについては、（５）医療に記載する。

名 称	県コールセンター及び市相談窓口
設置時期	海外発生期～小康期まで ※小康期に縮小・廃止
機 能	・住民からの一般的な相談に対する情報提供
設置場所	県（健康対策課）、市（保健医療課）

(3) まん延防止に関する措置

ア 措置の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することに繋がる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることに繋がる。

各種感染対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、市は、県感染症センターの専門的判断に基づき、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止の指示を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケット習慣化、また三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、基本的な感染対策を実践するよう促す。

県内発生の初期段階から、県が行う、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に市は適宜協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態には、不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）、施設の使用制限の要請（特措法第45条第2項、第3項）に市は協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザ等に限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、以下の通りとされている。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国、県及び市と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象となる業種・職務については、政府行動計画等において示されている。（別添参照）

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にその際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

県及び市は、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施する。

そのため、市職員については、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する者の考え方を整理し、発生時に速やかに特定接種を実施できるようあらかじめ、接種対象者、接種順位等を定めておくこととなる。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザ等であっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

(イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市は、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

ウ 住民接種**(ア) 住民接種**

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(イ) 住民接種の接種体制

市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。また、大竹市医師会の協力により接種体制を構築する。なお、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に行う。

エ 留意点

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるとき、市は県感染症・疾病管理センターへ医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示をする（特措法第31条第2項、第3項、第46条第6項）よう依頼する。

(5) 医療**ア 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、

医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療提供体制の整備

市は、県西部保健所を中心に、大竹市医師会、大竹市薬剤師会、消防関係機関等の関係者と密に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備の推進に協力する。

ウ 発生時における医療提供体制の維持・確保

県感染症センターは、発生段階における医療提供体制の維持・確保の対策について、予め方針を示す。

市が開設する休日診療所では、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあることから、診療所施設内で新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

市は、保健所等に設置される「帰国者・接触者相談センター」の利用や、県内の「帰国者・接触者外来」の設置と受診方法について広報や相談窓口で市民へ周知する。

<帰国者・接触者等の有症者からの相談・外来対応>

名 称	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来
設置時期	海外発生期～県内発生早期	海外発生期～県内発生早期
機 能	・電話による罹患者トリアージ	帰国者・濃厚接触者で症状ある者の診療及び感染症指定医療機関への引継
設置場所	県感染症・疾病管理センター 各保健所	感染症指定医療機関等

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられるため、広報やホームページ等で市民へ周知する。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定し、また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、国、県及び市との連携だけではなく、県医師会・大竹市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

エ 抗インフルエンザウイルス薬等（特措法第10条、第51条）

新型インフルエンザ等のまん延により、市内医療機関において抗インフルエンザウイルス薬が通常ルートで入手困難な状況が予測されるとき、市は県に対し、備蓄薬の放出の要請を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済に多大な影響を与える恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限となるよう、国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

市は、要配慮者への生活支援や生活関連物資等の価格安定、水の安定供給、火葬等の円滑な実施等について必要な対策を講じる。

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、県は、「広島県感染症対策連絡会議（新型インフルエンザ等対策）」を定期的開催し、新型インフルエンザ等の対策を推進することになっている。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。（発生疑いを含む）

〔目 的〕

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国及び県との連携の下、発生の早期確認に努める。

〔対策の考え方〕

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国や県との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

（１）実施体制

【 通常体制 】または【 注意体制 】

ア 市行動計画の作成

- ・ 特措法に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直す。
- ・ 機構改革、組織編成に応じて、計画を見直し、変更があれば各課に周知する。
- ・ 事案対策部の実施マニュアルや業務継続計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

イ 体制整備及び国・県との連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に対応するため、平素から国、県、他の市町と相互に連携し、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

ウ 市連絡会議の設置

- ・ 県が警戒体制をとった場合、市は注意体制として「大竹市連絡会議」を設置し、情報収集、連絡活動及び感染防止対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。

(県：警戒体制)

- * 国内で鳥インフルエンザの人感染例が発生又は国内外で新型インフルエンザ等感染疑い例が発生し、国・県が初動対処方針を決定した場合

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 発生前から国及び県が発信する新型インフルエンザ等の情報を収集する。
- ・ 国、県の通知に基づき、保育所、小・中学校等におけるインフルエンザ症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努める。
- ・ 豚、家きん類等におけるインフルエンザ等の流行について情報を収集するとともに、学校飼育動物、家庭動物に該当する鳥類の異常の把握に努める。

イ 平常時の情報提供

(ア) 市民への情報提供体制の構築

- ・ 新型インフルエンザ等に関する正しい知識と適切な感染防止策について、国内発生時に混乱のないよう市民に呼びかけるとともに、各発生段階に対応した市の行動計画等に基づく対策を周知するため、継続的な情報提供体制を構築する。

(イ) 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等対策について周知を行い、本市行動計画への理解と協力を求める。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、関係機関と連携し、統一的な対応を図ることができるよう連絡体制を整備する。
- ・ 必要に応じて、学校及び関係団体等に対し、市行動計画に関する説明会を実施して協力を求める。
- ・ 県は住民からの一般的な問合せに対応できるコールセンターを、市は相談窓口を設置する準備を進める。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染防止策の周知

- ・ 平常時から、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、個人でできる感染防止策を広く市民に周知する。
- * 市のホームページ等により、感染防止策の周知を図る。
- * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。
- * 個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。
- * 市は、県が各発生段階における疫学調査及び接触者への指導等についての「対応マニュアル」を作成するため、周知を図る。

イ 社会活動等の制限

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が不要不急の外出の自粛要請をすることについて、市民等への周知を図り、理解と協力を求める。

ウ 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、集客施設で感染を広げないようにするため、県が施設管理者に対して、施設の利用制限を要請することについて、施設管理者等へ周知を図り、理解と協力を求める。

(4) 予防接種**ア 基準に該当する登録事業者の登録**

- ・ 市及び県は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に応ずる登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業にかかる周知を行うこと等に協力する。
- ・ 市及び県は、国が、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

イ 接種体制の構築**(ア) 特定接種**

- ・ 特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。

(イ) 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・ 速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(ウ) 情報提供

- ・ 県からの新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療**ア 地域医療提供体制の整備**

- ・ 県等が、二次保健医療圏等の圏域を単位とし、「地域新型インフルエンザ等対策推進会議」を設置し、圏域内の市町や地区医師会、医療機関等の関係機関と連携を図り、地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進することに対して協力を行う。

イ 市内での患者の発生に備えた医療の確保

- ・ 市内での患者の発生に備え、次の準備を進める。
- * 県の協力のもと、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、必要な支援に努める。

- * 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、県と連携し臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- * 地域の医療機能維持の観点から、積極的には新型インフルエンザ等患者に対応せず、県等と調整し、大竹市医師会と協議のうえで、透析医療等特定の診療を主に行う医療機関の設定を検討する。
- * 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ 患者搬送体制の整備

- ・ 消防関係機関等と連携し、患者搬送時における感染防御策の徹底を図るとともに、市内感染期には患者数の増加、入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから、各発生段階に応じた搬送体制の確保を図る。また、新型インフルエンザ等の感染拡大に備え、県と連携して近年の感染防御技術の向上も踏まえて、より安全で効果的な搬送体制の確保を図る。

(6) 市民の生活及び経済の安定に関する措置

ア 市民への対応

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、社会機能が低下する恐れがあることから、市民に対し、平常時から、次の取組などを心掛けるよう周知を図る。
 - * できるだけ外出を避けることができるよう、事前に食料品等の備蓄を行う。
 - * 電気・ガス・水道等の供給不足が予測されるため、燃料資源等の消費節減に努める。
 - * 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予測されるため、ごみの排出抑制に努める。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組が行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図る。

ウ 要配慮者への生活支援

- ・ 国、県等と連携して、市内での感染に備え在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等について、対象世帯の把握とともに、その具体的手続を検討する。
- ・ 災害時要配慮者リストの作成方法等を参考にし、状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リストを作成する。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄・点検する。
- ・ 市施設の消毒剤等感染防止用品、対策業務従事者用個人防護具等の備蓄をすすめる。

カ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

〔目的〕

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

〔対策の考え方〕

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国及び県との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合に備え、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、県、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生を出来るだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【警戒体制】

- ・ 市連絡会議を設置し、国・県が決定した基本的対処方針を確認し、初動対処方針を検討する。
- ・ 緊急非常事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じ、任意で市対策本部を設置することができる。

(2) 情報収取・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 引き続き、国・県が発信する新型インフルエンザ等の情報を収集する。

イ 市民への情報提供

- ・ 市民に対し、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策、県コールセンターの設置等及び市相談窓口の設置について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。
- * 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、コールセンター及び相談窓口の設置などの最新情報を市のホームページなどの広報媒体のほか、県、関係機関の協力を得て、市民に情報提供する。

- * 外国人に対しては民間団体等の協力を得て、情報提供する。
- * 障害者に対しては、障害の特性に応じて情報提供に努める。
- * 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

ウ コールセンター及び相談窓口の設置

- ・ 住民からの一般的な問合せに対応する県が設置するコールセンターの紹介を行う。
- ・ 県よりQ & A等の必要な情報の提供を受け、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を設置する。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を要請する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染症危険情報の発出等

- ・ 国等関係機関からの情報をもとに感染症危険情報を発出し、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等、市民や市内事業者等に注意喚起を行う。

イ 感染予防策

- ・ 市民等に対し、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、周知徹底を図る。
- * 市のホームページにより、感染防止策の周知を図る。
- * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。
- ・ 国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

ウ 社会活動等の制限

- ・ 市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染防止策について周知を図り、また、事業者等に対し、施設の使用制限の要請等の感染対策について周知を図り、理解と協力を求める。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 県、国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を国が開始した場合には、国及び県と連携して接種体制の準備を行う。
- ・ 全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、県の要請に対して接種体制の構築を調整する。

(5) 医療**ア 新型インフルエンザ等の症例定義**

- ・ 新型インフルエンザ等の症例定義を市民及び関係機関に周知する。

イ 帰国者・接触者相談

- ・ 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、県等が、国の要請を受け設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

ウ 医療体制の整備

- ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うよう周知する。

エ 患者搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防関係機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保**ア 市民への対応**

- ・ 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。

ウ 要配慮者への生活支援

- ・ 県内（市内）感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討する。
- ・ 災害応急救助物資の利用について検討する。

エ 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保するため、県からの要請に対して準備を行う。

オ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

県内未発生期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態

〔目 的〕

1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

〔対策の考え方〕

1) 県内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。

2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

【 非常体制 】

- ・ 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部の設置を検討する。

市の対策本部設置（特措法第34条）

特措法第32条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国及び県等を通じて必要な情報を収集する。

イ 市民への情報提供

- ・ 市民に対し、海外及び国内での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染防止策の強化、県コールセンター及び市相談窓口の設置等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。
- * 引き続き、新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、コールセンターの設置などの最新情報を市のホームページなどの広報媒体で市民に情報提供する。
- * 外国人に対しては、民間団体等の協力を得て、情報提供する。
- * 障害者に対しては、障害の特性に応じて情報提供に努める。
- * 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザや新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等の情報提供を行う。

ウ コールセンター及び相談窓口の充実・強化

- ・ 県等は、コールセンターの体制を充実・強化し、市は相談窓口を設置するなど国内での最新の発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行う。

- ・ 県より引き続き状況の変化に応じたQ & A等の情報の提供を受け、相談窓口の設置・運営を行う。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を要請する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染症危険情報の発出等

- ・ 国等関係機関からの情報をもとに感染症危険情報を発出し、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、又は新型インフルエンザ等の発生が確認された地域への渡航自粛等、市民や市内事業者等の注意喚起を継続する。

イ 感染防止策

- ・ 市民等に対し、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、周知徹底を図る。
 - * 県感染症センターのホームページに基づき、市のホームページなどの広報媒体を利用した感染防止策の周知を図る。
 - * 医療機関、学校及び社会福祉施設等における感染防御方法について周知・注意喚起を図る。

ウ 社会活動等の制限

- ・ 市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染防止策について周知を図り、また、事業者等に対し、施設の使用制限の要請等の感染対策について周知を図り、理解と協力を求める。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知・徹底する。

<季節性インフルエンザ並みの場合の対応>

市内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請する。

- * 学校で患者が発生した場合、当該学校の児童・生徒等を感染から守るために、その設置者は必要に応じて臨時休業を行うこと。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 県、国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て引き続き特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・ 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、接種をするよう準備をする。
- ・ 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を国及び県と連携して接種体制の準備を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を開始できるよう準備をする。

(5) 医療**ア 医療体制の整備**

- ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県は海外発生期に引き続き継続する。必要が生じた場合には、原則、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行できるよう、市は関係機関との調整を支援する。

イ 疑い患者への対応

- ・ 新型インフルエンザ等の疑いと診断された者に対しては、国の方針に従い、感染症法に基づき感染症指定医療機関の受診を促すこととを支援する。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施される。
- ・ 新型インフルエンザ等の疑い患者の同居者や、同じ職場にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく曝露した際等には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導し、なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送することを支援する。

ウ 患者搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防関係機関等と連携し、搬送時の感染防御策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置**ア 市民への対応**

- ・ 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。 等
- ・ 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。

ウ 要配慮者への生活支援

- ・ 県内（市内）感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続を検討する。
- ・ 災害応急救助物資の配布について検討する。

エ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合は、上記対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給（特措法第52条）

水道事業者である市は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対してまん延した段階におけるサービス提供水準が、相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知する。

県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

〔目 的〕

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

〔対策の考え方〕

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【 非常体制 】

市の体制

- ・ 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、市対策本部の設置を検討する。
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合、市行動計画で定めるところにより、直ちに市対策本部を設置する（特措法第34条）。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 県内（市内）の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国や県を通じて必要な情報を収集する。

イ 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況や関連情報及び市の対策内容、状況を市民に情報提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。

関連情報とは、次の情報などをいう。

- * 市内小中学校，保育所，放課後児童クラブの臨時休業状況
- * 市事業（イベント，窓口等）の休止等の状況
- * 市施設の臨時休業等の状況
- * ライフライン，公共交通機関の稼働状況
- * 県の設置するコールセンター，帰国者・接触者相談センター，帰国者・接触者外来等について
- ・ 家庭での感染防止策，拡大防止策の徹底を要請する。

ウ 相談窓口体制の充実・強化

- ・ 国から提供されるQ & Aの改定等に対応し，相談窓口等において適切な情報提供ができるように体制を充実・強化する。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会に対し，患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 市内でのまん延防止

- ・ 国及び県からの要請に基づき，感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請，健康観察等）などに適宜協力する。
- ・ 国及び県と連携し，市民，事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 市民，事業所，福祉施設等に対し，手洗い・うがい，手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化，また，三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど，周知徹底を図る。
- * 時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また，事業所に対し，当該感染症の症状が認められた勤務者の健康管理や，帰国者接触者外来への相談等を要請する。
- * 事業者に対し，職場における感染対策の徹底を要請する。
- * 市及び県は，ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，必要に応じて，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- * 市及び県は，公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 国の要請に基づき，関係機関に対し，病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 県，国と連携して，国の基本的対処方針を踏まえ，市職員の対象者に対して，集団的な接種を行うことを基本に，本人の同意を得て引き続き特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ，特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を国及び県が要請した場合には，接種体制を整え接種を開始する。

- ・ 全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の維持

- ・ 県西部保健所を中心に、大竹市医師会、消防関係機関等の関係者と連携を強化する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等を有する人は、県が設置する帰国者・接触者相談センターへ電話連絡し、帰国者・接触者外来を受診するよう、市民に周知する。
- ・ 増大する入院患者に対応するための病床の確保について、県との連携を強化する。
- ・ 国の策定する診断・治療・院内感染対策・患者移送に関するガイドラインについて実施するよう、県と協力して関係機関に要請する。

イ 患者搬送体制

- ・ 市内での患者の発生と感染拡大に備え、消防関係機関等と連携し、搬送時の感染防衛策を確認するとともに、搬送体制の確保強化を図る。

ウ 診療体制の移行

- ・ 患者等が増加してきた段階で、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう県から要請があった場合、市は関係機関と調整の上、市民に診療体制の移行及び受診方法を周知する。

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

ア 市民への対応

- ・ 市民に対し、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - * 社会・経済活動の停滞を見越して、生活上必要となる食料・生活必需品を備蓄すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。
- ・ 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

イ 事業者への対応

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。特に、指定地方公共機関等社会機能の維持に関わる事業者には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組の準備を行うよう要請する。

ウ 要配慮者への支援

- ・ 県の要請により、市内感染期における在宅の高齢者、障害者等の生活支援を準備する。
- ・ 災害応急救助物資の配布を準備する。

エ 防犯・防災活動

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯、防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携し対応を図る。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

（ア）事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに市民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

（イ）水の安定供給（特措法第 52 条）

水道事業者である市は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（ウ）サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきこと周知する。

（エ）生活関連物資等の価格の安定等

県及び市は、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（オ）埋葬・火葬の特例等（特措法第 56 条）

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、県から要請があったときは、市は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

〔目 的〕

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。

〔対策の考え方〕

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限に抑える。
- 6) 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

【 非常体制 】

- ・ 市長を本部長とする市対策本部の体制【非常体制】を継続する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 国内の発生状況や他の自治体等の対応をリアルタイムで把握するため、国及び県を通じて必要な情報を収集する。

イ 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の県内（市内）発生状況や関連情報及び県・市の対策の内容、状況等を市民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。

関連情報とは、次の情報などをいう。

- * 市内小中学校、保育所、放課後児童クラブの臨時休業状況
- * 市事業（イベント、窓口等）の休止等の状況
- * 市施設の臨時休業等の状況
- * ライフライン、公共交通機関の稼働状況
- * 県の設置するコールセンター、市内の診療体制等について
- ・ 家庭での感染防止、拡大防止策の徹底を要請する。

ウ 相談窓口体制の充実・強化

- ・ 国から配布されるQ & A等の改定等に対応し、相談窓口等において適切な情報提供ができるように体制を充実・強化する。

エ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等に対し、患者等の発生状況や感染防止策等について情報提供する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 市内でのまん延防止

- ・ 国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、周知徹底を図る。
- * 人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた勤務者の健康管理・受診の奨励を要請する。
- * 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- * ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- * 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

＜季節性インフルエンザ並みの場合の対応＞

市内で発生した場合には、次の感染拡大防止策の実施取組について要請する。

- * 学校で患者が発生した場合、当該学校の児童・生徒等を感染から守るために、その設置者は必要に応じて臨時休業を行うこと。

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 市職員の対象者に対して、本人の同意を得て接種を行う。
- ・ 接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性・相談窓口等の情報提供を行う。

イ 住民接種

- ・ 国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供する。
- ・ 特措法第 46 条に基づく住民接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の維持

- ・ 県西部保健所を中心に、大竹市医師会、消防関係機関等の関係者と連携を強化する。
- ・ 県から診療体制の移行について要請があった場合、大竹市医師会と協議を行い、市内の診療体制と受診方法等を市民に周知する。

【想定される診療体制】

- * 帰国者・接触者外来を中止し、原則一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く）で新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- * 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養する。
- ・ 増大する入院患者に対応するための病床確保について、県との連携を強化する。
- ・ 入院患者を医療機関で収容することが困難になった場合、代替利用施設を使用することについて、県と連携して調整する。

イ 在宅で療養する患者への支援

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

ア 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - * 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - * 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - * ごみの排出の抑制に努めること。 等
- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を周知する。

イ 事業者の対応

- ・ 事業者に対し、勤務者の健康管理を徹底するとともに職場における感染拡大防止対策を講じるよう要請する。

ウ 要配慮者への支援

- ・ 県からの要請により、県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

- ・ 災害応急救助物資の配布について検討し、流通及び小売販売業者に物資の確保を要請する。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給（特措法第 52 条）

水道事業者である市は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(ウ) 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

県の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを検討し実施する。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市は、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(オ) 埋葬・火葬の特例等（特措法第 56 条）

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、県から要請があったとき、市は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

県と連携し、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的に収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、広域火葬の応援・協力を要請する。また、県と連携して遺体の搬送の手配等を実施する。

小 康 期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

〔目 的〕

- 1) 市民生活及び経済の回復を図り、流行の再発生に備える。

〔対策の考え方〕

- 1) 次に到来する大流行に備えるため、新型インフルエンザ等の流行に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 大流行の終息及び再度流行が発生する可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、次の流行発生の早期探知に努める。
- 4) 次の流行による影響を軽減するため、予防接種を進める。

(1) 実施体制

- ・ 市対策本部は、国または県の「小康期」への移行を踏まえ、体制の規模を随時縮小する。
- ・ 県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報収集・情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

イ 情報提供

- ・ 引き続き、流行の発生に備え、市民及び事業者等への情報提供と注意喚起を行う。
- ・ 情報提供体制を評価し、次の流行に向けた見直しを行う。

ウ 相談窓口等

- ・ 状況を見ながら、市の相談窓口を縮小する。

(3) まん延防止に関する措置

ア 感染防止策

- ・ 引き続き、市民等に対し、新しい生活様式の導入等により、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、周知徹底を図る。

(4) 予防接種

ア 予防接種

- ・ 次に来る流行に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、次回の大流行に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制

- ・ 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

ア 市民及び事業者への対応

- ・ 引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資用の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資用の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 業務の再開

- ・ 国及び県の方針に従い、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第 2 波以降に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 県、市、指定（地方）公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(ウ) 要配慮者への対策

- ・ 在宅の高齢者、障害者等で、支援が必要な場合は、引き続き必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）等を行う。

IV. 庁内部署別対策業務

未発生期

(1) 実施体制 : 【通常体制】または【注意体制】

具体的対策	担当課
1) 市行動計画を作成し、市民や関係機関に周知するとともに、必要に応じ見直しをする。	危機管理課 保健医療課
2) 国、県、他の市町と相互に連携し、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	
3) 国内で鳥インフルエンザの人感染例又は国内外で新型インフルエンザ等感染疑い例が発生し、国、県が初動対処方針を決定した場合、市連絡会議を設置し、情報の共有と一体となった取り組みの体制を整備する。	

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対策	担当課
1) 関係各機関との調整 ① 平常時より、国、広島県、県西部保健所と連絡調整をとり、新型インフルエンザ等発生連絡体制を構築する。 ② 平常時より、大竹市医師会と連絡調整をとり、新型インフルエンザ等発生に備えた体制を構築する。 ③ 県の行うサーベイランス等に協力する。	保健医療課
2) 情報収集 ① 国・県が行う感染症発生動向調査等により情報収集する。 ② 市内の保育所、小・中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況を調査する。 ② 海外の新型インフルエンザ等発生状況について情報収集する。 ③ 豚、家きん類等におけるインフルエンザ等の流行について情報収集をする。	危機管理課 産業振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課
3) 情報提供 ① 市民に対し、感染予防策の正しい知識の普及や対策の周知徹底を平常時より行う。 ② 市の関係部局間での情報共有体制や、県及び関係機関との情報共有体制を整備する。	危機管理課 企画財政課 保健医療課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対策	担当課
1) 感染防止策の周知 ① 市内小・中学校、保育所等において感染予防教育を日常的に実施する。	危機管理課 企画財政課

② 市民に対して手洗い，うがい，咳エチケット，病状がある者のマスク着用，人ごみを避ける等，正しい感染予防の知識普及を図る。 * 媒体とするもの：市広報紙，市HP，市公式FB，ケーブルテレビ，地域内での啓発活動，自治会回覧，報道機関等	自治振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課
2) 社会活動等の制限 新型インフルエンザ等緊急事態においては，県が不要不急の外出の自粛を要請することについて，市民等へ周知を図り，理解と協力を求める。	危機管理課 保健医療課
3) 感染防止，汚染防護対策資機材の確保 ① 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について，計画的に購入・備蓄する。 ② 市の所管する施設（避難場所施設含む）で使用する感染防止及び汚染防護資器材について計画的に購入・備蓄する。	総務課 保健医療課 各施設管理課
4) 家きん類等におけるインフルエンザ対策 ① 家きん舎，豚舎等の衛生管理を徹底する。 ② 学校飼育動物の異常把握に努める。 ③ 家庭動物に該当する鳥類の異常把握に努める。	産業振興課 総務学事課

(4) 予防接種

具体的対策	担当課
1) ワクチンの生産等に関する情報を収集する。	保健医療課
2) 特定接種 特定接種の対象となり得る職員に対し，集団接種を原則として速やかに接種ができるよう，庁内の接種体制を構築する。	総務課 保健医療課
3) 住民接種 ① 住民に対する接種体制等具体的な実施方法について準備を進める。 ② 予防接種について国・県が行う情報提供に協力し，市民の理解促進を得る。	保健医療課

(5) 医療

具体的対策	担当課
1) 医療体制確保のため，県西部保健所，大竹市医師会，市内医療機関と連携して情報収集する。	地域介護課 福祉課
2) 入院患者を医療機関で収容することが困難になった場合の，代替利用施設の確保について，県・関係機関と調整する。	保健医療課 消防本部
3) 社会福祉施設等の入所施設において，集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	
4) 消防関係機関等と連携し，各発生段階に応じた搬送体制の確保を図る。	

(6) 市民の生活及び経済の安定に関する措置

具体的対策	担当課
1) 市民への対応 ① 市民に対し、日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食料・生活必需品の備蓄について周知する。 ② 燃料資源等の消費節減を呼びかける。 ③ ごみの減量化、資源節約と排出抑制を呼びかける。	危機管理課 環境整備課
2) 要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食料提供等）、搬送、死亡時の対応策等に備える。 ① 要配慮者リストの作成 ② 関係団体、地域団体、社会福祉施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼する。 ③ 在宅要配慮者の食料・生活必需品の備蓄の必要性について周知する。	危機管理課 地域介護課 福祉課
3) 埋火葬体制の整備 ① 新型インフルエンザ等感染拡大・まん延期における、死亡者の増加を想定し、遺体の安置所について、検討する。 ② 斎場の処理能力について調査し、パンデミックに備えた円滑な火葬体制がとれるよう、検討する。 ③ 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	市民税務課 環境整備課
4) 物資及び資材の備蓄 ① 新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、点検し、または施設及び設備・点検する。 ② 市施設の消毒剤等感染防護用品、対策業務従事者用個人防護具等の備蓄を勧める。	総務課 危機管理課 保健医療課
5) 防犯・防災活動 防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保するため、警察等と協力体制を構築する。	危機管理課 自治振興課 消防本部

海外発生期

(1) 実施体制 : 【警戒体制】

具体的対策	担当課
1) 感染症対策連絡会議を設置し、情報収集、体制の確認を行う。	危機管理課
2) 必要に応じ、任意で市対策本部を設置する。	保健医療課

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対策	担当課
1) 関係機関との調整 ① 引き続き、広島県、県西部保健所と連携する。 ② 引き続き、大竹市医師会と連絡調整をとり、新型インフルエンザ等発生に備えた体制を構築する。	保健医療課
2) サーベイランス ① 要請に応じて、県の通常サーベイランスに協力する。 ② 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握に協力する。 ③ 家きん類における高病原性鳥インフルエンザの監視を行う。	産業振興課 保健医療課 総務学事課
3) 情報収集 ① 国内外の新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集する。 ② 国・県が行う感染症発生動向調査により情報を収集する。 ③ 県の対策について、迅速な把握に努める。 ④ 市内における豚、家きん類のインフルエンザ等の流行について情報収集をする。	危機管理課 産業振興課 保健医療課
4) 情報提供 ① 市民に対し、感染予防策の正しい知識の普及や周知徹底を行う。 ② 新型インフルエンザ等の感染拡大・まん延期における行政サービスについて市民への迅速的確な情報提供ができるよう、情報集約を行う。 ③ 県の設置するコールセンター、帰国者、接触者相談センター、帰国者・接触者外来等について、広報する。	危機管理課 企画財政課 保健医療課
5) 相談窓口を設置する。	保健医療課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対策	担当課
1) 感染予防の周知・対策 ① 市内小・中学校、保育所等において感染予防対策を徹底するとともに、臨時休校等についての連絡体制を確認する。 ② 集客施設への手指消毒の設置等検討する。 ③ 市民に対して手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケット習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 福祉課 保健医療課

時に飛沫を飛ばさないなど、周知徹底を図る。 ④ 避難場所等を設置する施設への感染予防対策を確認する。 * 媒体とするもの：市広報紙，市ＨＰ，市公式ＦＢ，防災行政無線，ケーブルテレビ，地域内の啓発活動，自治会回覧，報道機関等	総務学事課 生涯学習課
2) 活動の自粛 ① 市内小・中学校，保育所等に対し，新型インフルエンザ等の発生時において，閉鎖措置がとられる可能性があることを周知し，協力を求める。 ② 集客施設（図書館，総合市民会館，アゼリアホール，サントピア等）事業者，通所系サービス事業者に対し，新型インフルエンザ等の発生時において，事業自粛の要請に協力を求める。 ③ 市民に対して，新型インフルエンザ等の発生時において，集会や活動等自粛の要請について協力を求める。	総務課 企画財政課 自治振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課
3) 感染防止，汚染防護対策資機材の確保 ① 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について，使用方法を確認する。 ② 市の所管する施設（避難場所施設含む）で使用する感染防止及び汚染防護資器材について備蓄内容を確認する。	総務課 保健医療課 各施設管理課
4) 家きん類等におけるインフルエンザ対策 ① 家きん舎，豚舎等の衛生管理を周知徹底する。 ② 学校飼育動物の異常把握に努める。 ③ 家庭動物に該当する鳥類の異常把握に努める。 ④ 患畜の殺処分・周辺農場の飼養家きんの移動制限について，県から要請があった場合，協力する。	産業振興課 総務学事課

(4) 予防接種

具体的対策	担当課
1) ワクチンの生産等に関する情報の収集を行う。	保健医療課
2) 特定接種の実施 ① 県等と連携して，国の決定について情報収集を行う。 ② 市職員の対象者に対して，本人の同意を得て接種を行う。 ③ 接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性，相談窓口等の情報提供を行う。	総務課 保健医療課
3) 住民接種の準備 ① 接種体制の準備を行う。 ② ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象者や接種順位，接種体制等に関する情報提供をする。	保健医療課

(5) 医療

具体的対策	担当課
1) 医療の確保	保健医療課

① 県西部保健所，大竹市医師会，市内医療機関との連携を強化する。 ② 入院患者を医療機関で収容することが困難になった場合の，代替利用施設の確保について，県・関係機関と調整する。 ③ 市民に広島県の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）を周知する。 ④ 発生国からの帰国者であって，発熱・呼吸器症状を有する者がいた場合，広島県の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）を通じて外来を受診するよう周知する。	
2) 患者搬送 ① 救急車による搬送体制について確認する。 ② 陽性者及び疑陽性者の搬送専用車による搬送体制について確認する。	保健医療課 消防本部

(6) 市民生活及び経済の安定確保

具体的対策	担当課
1) 市民への対応 ① 市民に対し，新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要な食料・生活必需品の備蓄について周知する。 ② ごみの減量化，資源節約と排出抑制を呼びかける。 ③ 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかける。 ④ 市役所の機能維持のため，職員の健康管理を徹底する。 ⑤ 市の業務について，通常業務の縮小体制を準備する。	危機管理課 環境整備課 保健医療課 上下水道局 ④⑤すべての市執行機関
2) 要配慮者への支援 ① 要配慮者への生活支援（見回り，介護，訪問介護，訪問診療，食料提供等），搬送，死亡時の対応策等について，対象世帯の把握とともに，具体的対応を検討する。 ② 新型インフルエンザ等発生時における生活支援について，具体的な支援の準備にとりかかる。また，地域包括支援センター，居宅介護支援事業者，相談支援事業者と連携し，支援ができるように要請する。 ③ 必要に応じて各種備蓄物資の利用について検討する。 ④ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを，要配慮者や支援者に連絡する。	危機管理課 地域介護課 福祉課 保健医療課
3) 埋火葬体制の整備 ① 新型インフルエンザ等感染拡大・まん延期における，死亡者の増加を想定し，遺体の安置所を確保する。 ② 斎場の処理能力について調査し，パンデミックに備えた円滑な火葬体制が取れるよう，燃料の確保を検討する。 ③ 増大する死亡者に対し，火葬許可の対応ができる体制を準備する。	市民税務課 環境整備課
4) 防犯・防災活動 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え，防犯・防災機能を維持し，市民生活の安全・安心を確保するため，警察等と協力体制を構築する。	危機管理課 自治振興課 消防本部

県内未発生期

(1) 実施体制 : 【 非常体制 】

具体的対策	担当課
1) 発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに市感染症対策連絡会議を開催し市対策本部の設置を検討する。	危機管理課 保健医療課
2) 緊急事態宣言がなされた時には、速やかに市対策本部を設置する。	

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対策	担当課
1) 関係機関との調整 ① 引き続き、広島県、県西部保健所と連携する。 ② 引き続き、大竹市医師会と連絡調整をとり、新型インフルエンザ等発生の市内感染拡大に備える。	保健医療課
2) サーベイランス ① 市内小・中学校、保育所、福祉施設等の新型インフルエンザ等発生の把握に努める。 ② 要請に応じて、県の監視体制へ協力する。 ③ 家きん類等における高病原性インフルエンザの監視を行う。	産業振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課
3) 情報収集 ① 国内外及び県内の新型インフルエンザ等発生状況等について情報を収集する。 ② 国・県が行う感染症発生動向調査により情報を収集する。 ③ 県の対策について、迅速な把握に努める。	危機管理課 保健医療課
4) 情報提供 ① 市民に対し、感染予防策の正しい知識の普及、周知徹底を引き続き行う。 ② 国内での発生状況、現在の対策等を迅速かつ正確に情報提供する。 ③ 新型インフルエンザ等の感染拡大・まん延期における行政サービスについて市民へ迅速的確な情報提供ができるよう、情報を集約する。 ア. 市内小・中学校、保育所等の運営状況について イ. 市事業（イベント、窓口等）の運営状況について ウ. 市施設の運営状況について エ. ライフライン、公共交通機関の稼働状況について オ. 県の設置するコールセンター、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来について	総務課 危機管理課 企画財政課 産業振興課 自治振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課 上下水道局
5) 相談窓口等を設置する	保健医療課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対策	担当課
1) 感染予防の周知・対策 ① 市内小・中学校、保育所等において感染予防対策を引き続き徹底する。 ② 集客施設において、感染予防策を周知する。 ③ 市民に対して手洗い、手洗い・うがい、手指消毒の実施及びマスク着用など咳エチケットの習慣化、また、三密になるような場所を回避することや会食時に飛沫を飛ばさないなど、拡大防止策を引き続き周知する。 * 媒体とするもの：市広報紙、市HP、市公式FB、防災行政無線、ケーブルテレビ、地域内での啓発活動、自治会回覧、報道機関等 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県から不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に必要な協力要請があった場合は周知する。	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課
2) 活動の自粛 ① 市内小・中学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等発生時において、閉鎖措置等を要請する。 ② 集客施設事業者、通所系サービス事業者に対し、新型インフルエンザ等発生時において、事業自粛の要請協力を求める。また、利用者間の接触を減らすよう工夫を求める。 ③ 市民に対して、新型インフルエンザ等発生時において、集会や活動等の自粛を要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県が施設使用の制限の要請を行った場合は、要請に応じ、市有施設について必要な措置を行う。	総務課 企画財政課 自治振興課 地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課
3) 感染防止、汚染防護対策資機材の確保 ① 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について、使用方法を確認し配布する。 ② 市の所管する施設（避難場所施設含む）で使用する感染防止及び汚染防護資器材について備蓄内容を確認し配布する。	総務課 保健医療課 各施設管理課

(4) 予防接種

具体的対策	担当課
1) 特定接種の実施 ① 市職員の対象者に対して、本人の同意を得て接種を行う。 ② 接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性、相談窓口等の情報提供を行う。	総務課 保健医療課
2) 住民接種の実施 ① 国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認し配布準備をする。	保健医療課

② ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報提供をする。 ③ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種が開始できる体制の準備をする。 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種が開始できるよう準備をする。	
--	--

(5) 医療

具体的対策	担当課
1) 医療の確保 ① 市において電話相談窓口を設置し、市民の不安に対応する。 ② 発熱外来について、設置予定の医療機関の情報を県から迅速に収集し周知する。 ③ 増大する入院患者に対応するための病床の確保について、県と連携を図る。 ④ 入院患者を医療機関で収容することが困難になった場合、県と連携し、代替利用施設を確保する。	保健医療課
2) 患者搬送 ① 救急車による搬送体制について、県西部保健所と情報共有をする。 ② 陽性者及び疑陽性者の搬送専用車による搬送について、県西部保健所と情報共有をする。	保健医療課 消防本部
3) 国の策定する診断・治療・院内感染対策・患者移送に関するガイドラインについて実施するよう、関係機関に要請する。	保健医療課

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

具体的対策	担当課
1) 市民への対応 ① 市民に対し、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食料・生活必需品の備蓄について周知する。 ② ごみの減量化、資源節約と排出抑制を呼びかける。 ③ 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかける。 ④ 食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者として適切な行動を呼びかける。 ⑤ 市民の不安に対応するため、各種相談に対応する（保健、医療、教育等、市民生活に係る相談全般） 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑥ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性	危機管理課 産業振興課 地域介護課 福祉課 保健医療課 環境整備課 総務学事課 上下水道局

を許容すべきことを周知する。	
2) 県等からの要請に応じ、事業者への対応 ① 流通及び小売販売事業者に、食料・生活必需品の確保協力を依頼する。 ② 公共交通機関へ、機能維持を要請するとともに、そのための運行期間及び区間の縮小の検討も併せて要請する。 ③ 県に協力し、ライフライン事業者へ機能維持を要請する。 ④ ごみの減量化、資源節約と排出抑制を要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑤ 水の安定供給のため、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置を講じる。	産業振興課 自治振興課 環境整備課 上下水道局
3) 要配慮者への支援の準備 ① 県からの要請により、県内感染期における在宅高齢者、障害者等要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応について、対象世帯の把握と共に具体的な手続きを検討する。 ② 要配慮者の食料・生活必需品の備蓄の必要性を周知する。 ③ 要配慮者の支援を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者・相談支援事業者と連携して開始する。 ④ 必要に応じて各種備蓄物資を放出する。	危機管理課 地域介護課 福祉課 保健医療課
4) 埋火葬体制の整備 ① 新型インフルエンザ等感染拡大・まん延期における、死亡者の増加を想定し、遺体の安置所について確保する。 ② パンデミックに備えた円滑な火葬体制が取れるよう、人員体制・稼働時間の延長を検討する。 ③ 火葬の実施までに長時間を要し、公衆衛生上の問題が生じる恐れが高まった場合に備えて、市の墓苑等への遺体の一時埋葬地の整備を検討する。 ④ 引き続き増大すると想定される死亡者に対し、火葬許可の対応ができる体制を準備する。	市民税務課 環境整備課
5) 市役所の機能維持 ① 職員の健康管理を徹底する。 ② 市の通常業務を縮小し、業務継続計画を実施する。 ③ 市役所の機能維持のため、支所と連携し業務分担について協議する。 ④ 介護・福祉関係施設の機能維持に努める。	総務課 市民税務課 地域介護課 福祉課 ②はすべての市執行機関
6) 防犯・防災活動 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保するため、警察等と協力体制を構築する。	危機管理課 自治振興課 消防本部

県内発生早期

(1) 実施体制 : 【 非常体制 】

具体的対策	担当課
市対策本部指揮の下，市内での感染拡大を可能な限り阻止し，健康被害を最小限に抑え，かつ最低限の市民生活を維持するために必要な対策を実施する。	危機管理課 保健医療課

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対策	担当課
1) 関係各機関との調整 ① 引き続き，広島県，県西部保健所と連携する。 ② 引き続き，大竹市医師会との連携を強化する。	保健医療課
2) サーベイランス ① 市内小・中学校，保育所，福祉施設等の新型インフルエンザ等発生状況を把握し，全庁で情報を共有する。 ② 要請に応じて，県西部保健所の監視体制へ協力する。	地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課
3) 情報収集 ① 国及び県内における新型インフルエンザ等発生状況の情報収集を行う。 ② 国・県が行う感染症発生動向調査により情報を収集する。 ③ 県の対策について，迅速に把握する。	危機管理課 保健医療課
4) 情報提供 ① 行政サービスについて市民へ迅速的確な情報を提供する。 ア. 市内小・中学校，保育所等の運営状況について イ. 市事業（イベント，窓口等）の運営状況について ウ. 市施設の運営状況について エ. ライフライン，公共交通機関の稼働状況について オ. 県の設置するコールセンター，帰国者・接触者相談センター，帰国者・接触者外来について	企画財政課 産業振興課 自治振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課 上下水道局
5) 相談窓口体制の充実・強化	保健医療課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対策	担当課
1) 感染予防の周知・対策 ① 市内小・中学校，保育所等において感染予防対策を引き続き徹底する。 ② 集客施設（アゼリアホール，サントピア等）において，感染予防策を周知する。 ③ 市民に対して手洗い，うがい，咳エチケット，人混みをさける等基本	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 福祉課

的な感染防止策，拡大防止策を引き続き周知する。 ＊ 媒体とするもの：市広報紙，市ＨＰ，市公式ＦＢ，防災行政無線，ケーブルテレビ，地域内での啓発活動，自治会回覧，報道機関等 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県から不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に必要な協力要請があった場合は周知する。	保健医療課 総務学事課 生涯学習課
２）活動の自粛 ① 市内小・中学校保育所等に対し，新型インフルエンザ等発生時において，閉鎖措置を強く要請する。 ② 集客施設（アゼリアホール，サントピア等）事業者，通所系サービス事業者に対し，事業自粛を強く要請する。 ③ 市民に対して，集会や活動等の自粛を強く要請するとともに，不要不急の外出自粛も併せて要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県が施設使用の制限の要請を行った場合は，要請に応じ，市有施設について必要な措置を行う。	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課
３）感染防止，汚染防護対策資機材の配布 ① 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について，配布する。 ② 市の所管する施設（避難場所施設含む）で使用する感染防止及び汚染防護資器材について配布する。	総務課 保健医療課 各施設管理課

（４）予防接種

具体的対策	担当課
１）特定接種の実施 ① 市職員の対象者に対して，本人の同意を得て接種を継続して行う。 ② 接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性，相談窓口等の情報提供を行う。	総務課 保健医療課
２）住民接種の実施 ① 国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認する。 ② ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象者や接種順位，接種体制等に関する情報提供をする。 ③ 予防接種法第６条第３項に規定する新臨時接種を開始する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 特措法第４６条の規定に基づき，予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を開始する。	保健医療課

(5) 医療

具体的対策	担当課
1) 医療体制の維持 ① 県西部保健所, 大竹市医師会, 消防関係機関等の関係者と連携を強化する。 ② 帰国者・接触者外来の受診方法について県と協力し, 市民に情報提供する。 ③ 増大する入院患者に対応するための病床の確保について, 県との連携を強化する。 ④ 国の策定する診断・治療・院内感染対策・患者移送に関するガイドラインについて実施するよう, 県と協力して関係機関に要請する。	保健医療課
2) 患者搬送 ① 救急車による搬送体制について, 県西部保健所と連携する。 ② 陽性者及び疑陽性者の搬送専用車による搬送について, 県西部保健所と連携する。	保健医療課 消防本部
3) 診療体制の移行, 市民への周知 ※ 帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう県から要請があった場合 ① 一般の医療機関に診療体制を移行するよう県と協力して要請する。 ② 市民に診療体制の移行及び受診方法について周知する。	保健医療課

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

具体的対応策	担当課
1) 市民への対応 ① 市民に対し, 日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食料・生活必需品の備蓄について周知する。 ② ごみの減量化, 資源節約と排出抑制を呼びかける。 ③ 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかける。 ④ 食料品, 生活必需品等の購入にあたっての消費者として適切な行動を呼びかける。 ⑤ 市民の不安に対応するため, 各種相談に対応する(保健, 医療, 教育等, 市民生活に係る相談全般) 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑥ 事業者のサービス提供状況を把握し, 市民に対して, サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知する。 ⑦ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう, また, 買占めや売惜しみが生じないよう, 調査・監視をする。必要に応じ, 市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	産業振興課 環境整備課 地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課 上下水道局

2) 事業者への対応（県からの要請に応じて） ① 公共交通機関事業者へ機能維持を強く要請するとともに、そのための運行期間及び区間の縮小に向けた取り組みの準備も併せて要請する。 ② 流通及び小売販売事業者に、食料及び生活必需品の確保及び価格の安定について要請する。 ③ ライフライン事業者へ機能維持を強く要請する。 ④ 廃棄物収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者等にごみの減量化、資源節約と排出抑制を強く要請する。 ⑤ ライフラインの供給が不足することが予測される場合は、使用を抑制するよう、事業者等に要請する。 ⑥ 防犯機能確保のため、大竹警察署へ協力を要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑦ 指定（地方）公共機関が、業務計画で定める業務を適切に実施するために必要な措置を開始するよう、県と協力して要請する。 ⑧ 登録事業者に、医療の提供並びに市民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施について、県と協力して要請する。 ⑨ 水の安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	産業振興課 自治振興課 環境整備課 上下水道局
3) 要配慮者への支援 ① 県からの要請により、県内感染期における在宅高齢者、障害者等要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応について、対象世帯の把握と共に具体的な手続きを検討する。 ② 要配慮者の食料・生活必需品について確保するよう流通及び小売販売事業者に強く要請する。 ③ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者・相談支援事業者と連携して支援する。 ④ 必要に応じて各種備蓄物資を放出する。	危機管理課 地域介護課 福祉課 保健医療課
4) 埋火葬体制の整備 ① 新型インフルエンザ等による死亡者に備え、必要に応じ遺体の安置所を稼働させる。 ② 火葬場の稼働時間延長及び人員の確保をする。 ③ 火葬の実施までに長時間を要し、公衆衛生上の問題が生じる恐れが高まった場合に備え、市の墓苑等への遺体の一時埋葬地の整備をする。 ④ 引き続き増大すると想定される死亡者に対し、火葬許可の対応ができる体制をとる。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑤ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。	市民税務課 環境整備課

5) 市役所の機能維持 ① 職員の健康管理を徹底する。 ② 通常業務を縮小し、業務継続計画を実施して市役所の機能を維持する。 ③ 支所と連携し、市役所の機能を維持する。 ④ 介護・福祉関係施設の機能維持に努める。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑤ 業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。	総務課 市民税務課 地域介護課 福祉課 ①, ②, ⑤ は全庁執行 機関
6) 防犯・防災活動 新型インフルエンザ等の感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保するため、警察等と連携し対応を図る。	危機管理課 自治振興課 消防本部

県内感染期

(1) 実施体制 : 【 非常体制 】

具体的対策	担当課
1) 「市対策本部」指揮の下、市内での感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑え、かつ最低限の市民生活を維持するために必要な対策を実施する。	危機管理課 保健医療課

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対策	担当課
1) 関係各機関との調整 ① 引き続き、広島県、県西部保健所と連携する。 ② 引き続き、大竹市医師会との連携を強化する。	保健医療課
2) 市内新型インフルエンザ等発生把握 ① 市内小・中学校、保育所、福祉施設等の新型インフルエンザ等発生状況を把握し、全庁で情報を共有する。 ② 要請に応じて、県西部保健所の監視体制へ協力する。	地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課
3) 情報収集 ① 国及び県内の新型インフルエンザ等発生状況について情報収集する。 ② 国・県が行う感染症発生動向調査により情報を収集する。 ③ 県の対策について、迅速に把握する。	危機管理課 保健医療課
4) 情報提供 行政サービスについて市民へ迅速的確な情報を提供する。 ア. 市内小・中学校、保育所等の運営状況について イ. 市事業（イベント、窓口等）の運営状況について ウ. 市施設の運営状況について エ. ライフライン、公共交通機関の稼働状況について オ. 県の設置するコールセンター、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来について	企画財政課 産業振興課 自治振興課 福祉課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課 上下水道局
5) 相談窓口体制の充実・強化	保健医療課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対応策	担当課
1) 感染予防の周知 ① 市内学校、幼稚園、保育所等において、感染予防対策を引き続き徹底する。 ② 集客施設（アゼリアホール、サントピア等）において、感染予防策を徹底する。	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 福祉課

③ 市民に対して手洗い，うがい，咳エチケット，人混みをさける等基本的な感染防止策，拡大防止策を引き続き周知する。 * 媒体とするもの：市広報紙，市ＨＰ，市公式ＦＢ，防災行政無線，ケーブルテレビ，地域内での啓発活動，自治会回覧，報道機関等 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県から不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に必要な協力要請があった場合は周知する。	保健医療課 総務学事課 生涯学習課
2) 活動の自粛 ① 市内小・中学校，保育所等に対し，新型インフルエンザ等発生時ににおいて，閉鎖措置を強く要請する。 ② 集客施設（図書館，総合市民会館，アゼリアホール，サントピア等）事業者，通所系サービス事業者に対し，事業自粛を強く要請する。 ③ 市民に対して，集会や活動等の自粛を強く要請するとともに，不要不急の外出自粛も併せて要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ④ 県が施設使用の制限の要請を行った場合は，要請に応じ，市有施設について必要な措置を行う。	総務課 危機管理課 企画財政課 自治振興課 地域介護課 保健医療課 総務学事課 生涯学習課
3) 感染防止，汚染防護対策資機材の配布 ① 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材について，配布する。 ② 市の所管する施設（避難場所施設含む）で使用する感染防止及び汚染防護資器材について配布する。	総務課 保健医療課 各施設管理課

（４）予防接種

具体的対応策	担当課
1) 特定接種の実施 ① 市職員の対象者に対して，本人の同意を得て接種を行う。 ② 接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性，相談窓口等の情報提供を行う。	総務課 保健医療課
2) 住民接種の実施 ① 国の接種順位にかかる考え方等に関する国の決定内容を確認する。 ② ワクチンの種類，有効性・安全性，接種対象者や接種順位，接種体制等に関する情報提供をする。 ③ 住民接種を継続して実施する。	保健医療課

（５）医療

具体的対応策	担当課
1) 医療体制の維持 ① 県西部保健所を中心に，大竹市医師会，消防関係機関等の関係者と連携を強化する。	保健医療課

② 県から診療体制の移行について要請があった場合、市内の診療体制と受診方法等を市民に周知する。 【想定される診療体制】 ・帰国者・接触者外来を中止し、原則一般の医療機関で新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養する。 ③ 増大する入院患者に対応するための病床の確保について、県との連携を強化する。 ④ 入院患者を医療機関で収容することが困難になった場合、代替利用施設の使用について、県と連携して調整する。 ⑤ 国の策定する診断・治療・院内感染対策・患者移送に関するガイドラインについて実施するよう、県と協力して関係機関に要請する。	
2) 在宅療養患者への対応 患者や医療機関から要請があった場合は、患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者の対応を行う。（火葬等）	環境整備課 地域介護課 福祉課 保健医療課
3) 患者搬送 ① 救急車による搬送体制について、県西部保健所と連携する。 ② 陽性者及び疑陽性者の搬送専用車による搬送について、県西部保健所と連携する。	保健医療課 消防本部

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

具体的対応策	担当課
1) 市民への対応 ① 市民に対し、日頃より新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済活動の停滞を見越した生活上必要となる食料・生活必需品の備蓄について周知する。 ② ごみの減量化、資源節約と排出抑制を呼びかける。 ③ 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めるよう呼びかける。 ④ 食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者として適切な行動を呼びかける。 ⑤ 市民の不安に対応するため、各種相談に対応する（保健、医療、教育等、市民生活に係る相談全般） 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑥ 事業者のサービス提供状況を把握し、市民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを周知する。 ⑦ 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	産業振興課 環境整備課 地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課 上下水道局

2) 市民生活の維持 ① 公共交通機関事業者へ、機能維持を強く要請するとともに、運行期間及び区間の縮小の検討も併せて要請する。 ② 流通及び小売販売事業者に、食料及び生活必需品の確保及び価格の安定について強く要請する。 ③ ライフライン事業者へ機能維持を強く要請する。 ④ 廃棄物収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者等にごみの減量化、資源節約と排出抑制を強く要請する。 ⑤ ライフラインの供給が不足することが予測される場合は、使用を抑制するよう、事業者等に要請する。 ⑥ 市役所の機能維持のため、職員の健康管理を徹底する。 ⑦ 防犯機能確保のため、大竹警察署へ協力を要請する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑧ 指定（地方）公共機関が、業務計画で定める業務を適切に実施するために必要な措置を開始するよう、県と協力して要請する。 ⑨ 登録事業者に、医療の提供並びに市民生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施について、県と協力して要請する。 ⑩ 水の安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	総務課 産業振興課 自治振興課 環境整備課 上下水道局
3) 要配慮者への支援 ① 県からの要請により、県内感染期における在宅高齢者、障害者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）等、搬送、死亡時の対応について、対象世帯の把握と共に具体的な手続きを検討する。 ② 要配慮者の食料・生活必需品について確保するよう流通及び小売販売事業者へ強く要請する。 ③ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・相談支援事業者と連携して支援する。 ④ 必要に応じて各種備蓄物資を放出する。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑤ 要配慮者に対して、具体的な支援を検討し実施する。	危機管理課 産業振興課 地域介護課 福祉課 保健医療課
4) 埋火葬体制の整備 ① 新型インフルエンザ等による死亡者に備え、必要に応じ遺体の安置所を稼働させる。 ② 火葬場の稼働時間延長及び人員の確保をする。 ③ 火葬の実施までに長時間を要し、公衆衛生上の問題が生じる恐れが高まった場合に備え、市の墓苑等への遺体の一時埋葬地の整備をする。 ④ 引き続き増大すると想定される死亡者に対し、火葬許可の対応ができる体制をとる。 【緊急事態宣言がされている場合】 ⑤ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場	市民税務課 環境整備課

合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 ⑥ 市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、広域火葬の応援・協力を要請するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。	
5) 市役所の機能維持 ① 職員の健康管理を徹底する。 ② 通常業務を縮小し、業務継続計画を実施して市役所機能を維持する。 ③ 支所と連携し、市役所の機能を維持する。 ④ 介護・福祉関係施設の機能維持に努める。	総務課 福祉課 地域介護課 市民税務課 ②は全庁
6) 防犯・防災活動 新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保するため、警察等と連携し対応を図る。	危機管理課 自治振興課 消防本部

小 康 期

(1) 実施体制 : 【警戒体制】

具体的対策	担当課
1) 新型インフルエンザ等の流行状況に応じ、対策本部を段階的に縮小する。	危機管理課
2) 県対策本部が廃止された場合には、市対策本部を廃止する。	保健医療課

(2) 情報収集・情報提供・共有

具体的対応策	担当課
1) 関係各機関との調整 ① 引き続き、広島県、県西部保健所と連携する。 ② 引き続き、大竹市医師会との連携し、流行の再燃に備える。	保健医療課
2) 市内新型インフルエンザ等発生把握 ① 流行の再燃に備え、市内小・中学校、保育所、福祉施設等の新型インフルエンザ等発生状況を引き続き把握する。 ② 要請に応じて、県西部保健所の監視体制へ協力する。	地域介護課 福祉課 保健医療課 総務学事課
3) 情報収集 ① 流行の再燃に備え、国及び県内の新型インフルエンザ等発生状況について迅速に情報把握をする。 ② 国・県が行う感染症発生動向調査により情報を収集する。 ③ 県の対策について、迅速に把握する。	福祉課 保健医療課 総務学事課
4) 情報提供 ① 行政サービスについて、市役所機能が平常体制に回復するに伴い、情報提供を縮小する。 ② 新型インフルエンザ等流行の第2波以降に備え、情報提供と注意喚起を行う。	企画財政課 福祉課 保健医療課 総務学事課

(3) まん延防止に関する措置

具体的対応策	担当課
1) 活動の自粛の解除 ① 市内小・中学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等発生時において、状況を勘案しながら閉鎖措置を段階的に解除する。 ② 集客施設（図書館、総合市民会館、アゼリアホール、サントピア等）事業者、通所系サービス事業者に対し、状況を勘案しながら事業自粛を段階的に解除するよう情報提供する。 ③ 市民に対する集会や活動等の自粛を段階的に解除する。 ④ 公共交通機関事業者への運行期間及び区間の限定要請を、段階的に縮小する。	総務課 自治振興課 地域介護課 福祉課 総務学事課 生涯学習課

3) 感染防止, 汚染防護対策資機材の補充 ① 次の流行に備え, 直接感染者と接触する職員用の感染防護資器材を補充する。 ② 次の流行に備え, 市の所管する施設(避難場所施設含む)で使用する感染防止及び汚染防護資器材について補充する。	総務課 保健医療課 消防本部 各施設管理課
--	--

(4) 予防接種

具体的対応策	担当課
1) 緊急事態宣言がなされている場合は, 必要に応じ, 次の流行に備え, 住民接種を進める。 2) 緊急事態宣言がなされていない場合は, 国等の指示により新臨時接種を進める。	保健医療課

(5) 医療

具体的対応策	担当課
1) 医療の確保 ① 電話相談窓口による市民対応を段階的に縮小する。 ② 臨時に設置した患者収容施設の使用を縮小する。 ③ 流行の再燃に備え, 医療対策の評価を行い, 今後の対策に反映させる。	地域介護課 福祉課 保健医療課
2) 患者搬送 順次平常体制へ回復させる。	保健医療課 消防本部

(6) 市民生活及び経済の安定に関する措置

具体的対策	担当課
1) 市民生活の維持 ① 市民に対し, 次の流行に備え, 生活上必要となる食料及び生活必需品の備蓄の必要性を周知する。 ② ライフライン関連事業所, ごみ収集について, 平常体制へ移行する。 ③ 事業者へは引き続き, 食料品, 生活関連用物資の価格が高騰しないよう, また買占め売惜しみが生じないよう要請する。 ④ 発生段階に応じた業務継続計画を評価し, 見直しを行い, 次の流行に備え準備する。 ⑤ 市の業務を平常体制へ移行する。	危機管理課 産業振興課 環境整備課 上下水道局 ④と⑤は全庁執行機関
2) 要配慮者への支援 引き続き, 必要な場合には支援(見回り, 食事の提供, 医療機関への移送)を行うが, 徐々に平常時の体制に戻す。	地域介護課 福祉課 保健医療課
3) 埋火葬体制の整備 ① 死亡者数の減少に伴い, 必要に応じて遺体安置所を順次閉鎖する。 ② 火葬場の体制について, 死亡者数の減少に伴い, 平常時の体制に戻す。	市民税務課 環境整備課

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

- ・ 海外で高病原性鳥インフルエンザの人感染例が発生した場合、情報収集及び連絡活動を主として行い、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。【注意体制】
- ・ 国内で高病原性鳥インフルエンザの人感染例が発生した場合には、情報収集、連絡活動及び感染防止対策を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。【警戒体制】

(2) 情報提供・共有

ア 情報収集

- ・ 鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

＜情報収集源＞ 広島県

イ 鳥インフルエンザ発生等の場合の情報提供

- ・ 市内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、県に連絡するとともに、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

(3) まん延防止に関する措置

ア 市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ・ 接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。

(4) 予防接種

市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- ・ 接触者へ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

【用 語 の 解 説】（五十音順）

用 語	解 説
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）
疫学調査	感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
結核病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。 帰国者・接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期とし、患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため、相談センターを縮小・廃止する。

	新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
帰国者・接触者相談センター	発生国から帰国した者又は患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県等が保健所等に設置する電話対応専門の施設。 新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。
基礎疾患を有する者等	妊婦、幼児又は呼吸器疾患（喘息を含む。）、心疾患（高血圧を除く。）、腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患（糖尿病を含む。）、免疫機能不全（H I V、悪性腫瘍を含む。）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。
業務継続計画（BCP）	新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小・中止するため、各事業者において事業継続するための計画。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。 ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画。（特措法第6条から第8条）
個人防護具（PPE：Personal Protective Equipment）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。
サーベイランス	「注意深く監視する」という意味 特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

指定公共機関	独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び医療，医薬品の製造又は販売，電気又はガスの供給，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で，政令で定めるものをいう。（特措法第2条第6号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において医療，医薬品又は医療機器の製造又は販売，電気又はガスの供給，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち，政令で定めるもの以外のもので，あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第2条第7号）
死亡率 (MortalityRate)	ここでは，人口10万人当たりの，流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
症例定義	それぞれの病気に対して症例を定めたもの。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項において，新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって，一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから，当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり，ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため，ウイルスが人から人へ効率よく感染し，急速かつ大規模なまん延を引き起こし，世界的大流行（パンデミック）となる恐れがある。
新型インフルエンザ等（A/H1N1） ／インフルエンザ（H1N1）2009	2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ等（A／H1N1）」との名称が用いられたが，2011年（平成23年）3月に，流行状況が従来の季節性インフルエンザと同等なものとなったため，季節性インフルエンザとして扱い，その名称については，「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
新感染症	新感染症とは，感染症法第6条第9項において，人から人に伝染すると認められる疾病であって，既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので，当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり，かつ，当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。
咳エチケット	飛沫を飛散させないように心がけるため，次のようなマナーを実施すること。 ※ 外出時には原則マスクを着用することやマスクを着けていない時に，咳・くしゃみをする際はハンカチなどで口と鼻を押さえ，人から顔をそむけ1m以上離れる。 鼻汁・痰などを含んだティッシュは，ナイロンに入れて廃棄するか，蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。 近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。 なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の陽性者と同じ閉鎖空間に滞在し、陽性者と1m以内で15分以上接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まることとなるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率（Attack Rate）	新型インフルエンザ等の場合は、全ての人が新型インフルエンザ等のウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすこと。 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
病原性	新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在はH5N1亜型を用いて製造）

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり国が整理したもの。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者 (医師、看護師、薬剤師、窓口事務職員等)	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	重大・緊急の生命保護に従事する有資格者 (医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工技士、義肢装具士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、管理栄養士)	厚生労働省

		者健康福祉機構の病院，社会保険病院，厚生年金病院，日本赤十字病院，社会福祉法人恩賜財団済生会の病院，厚生農業協同組合連合会の病院，社会福祉法人北海道社会事業協会の病院，大学附属病院，二次救急医療機関，救急告示医療機関，分娩を行う医療機関，透析を行う医療機関			
--	--	--	--	--	--

(注 1) 重大緊急医療型小分類には，公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型，B-2: 指定公共機関型，B-3: 指定公共機関同類型，B-4: 社会インフラ型，B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)，指定居宅 サービス事業，指定地域密着型 サービス事業，老人福祉施設，有料老人ホーム，障害福祉サービス事業，障害者支援施設，障害児入所支援施設，救護施設，児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある利用者 (要介護度 3 以上，障害程度区分 4 (障害児にあっては，短期入所に係る障害児程度区分 2 と同程度) 以上又は未就学児以下) がいる入所施設と訪問事業所介護等の生命維持にかかわるサービスを直接行う職員 (介護職員，保健師・助産師・看護師・准看護師，保育士，理学療法士等) と意思決定者 (施設長)	厚生労働省

医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の販売、配送	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療用医薬品の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の販売、配送	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	新型インフルエンザ等医療又は重大・緊急医療に用いる医療機器の元売り、製造、安全性確保、品質確保	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	原料調達、ガス製造、ガスの供給監視・調整、設備の保守・点検、緊急時の保安対応、製造・供給・顧客情報等の管理、製造・供給に関連するシステムの保守業務	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置	財務省

(別添)

空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の航空機による運送確保のための空港運用	航空保安検査，旅客の乗降に関する業務，燃料補給，貨物管理，滑走路等維持管理	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	航空機の運航業務，客室業務，運航管理業務，整備業務，旅客サービス業務，貨物サービス業務	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務	船舶による緊急物資の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	通信ネットワーク・通信設備の監視・運用・保守，社内システムの監視・運用・保守	総務省

鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	運転業務，運転指令業務，信号取り扱い業務，車両検査業務，運用業務，信号システム・列車無線・防災設備等の検査業務，軌道および構造物の保守業務，電力安定供給のための保守業務，線路・電線路設備保守のための統制業務（電力指令業務，保線指令業務），情報システムの管理業務	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	発電所・変電所の運転監視，保守・点検，故障・障害対応，燃料調達受入，資機材調達，送配電線の保守・点検・故障・障害対応，電力系統の運用・監視・故障・障害対応，通信システムの維持・監視・保守・点検・故障・障害対応	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	トラックによる緊急物資の運送の集荷・配送・仕分け管理，運行管理，整備管理	国土交通省

(別添)

道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	旅客バス・患者等搬送事業用車両の運転業務，運行管理業務，整備管理業務	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材，編成・番組制作，番組送出，現場からの中継，放送機器の維持管理，放送システム維持のための専門的な要員の確保	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	郵便物の引受・配達	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	新聞（一般紙）の新型インフルエンザ等発生に係る社会状況全般の報道を行うための取材業務，編集・制作業務，印刷・販売店への発送業務，編集・制作システムの維持のための専門的な要員の確保	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	現金の供給，資金の決済，資金の融通，金融事業者間取引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省

(別添)

河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	ダムの流量調節操作及び用水供給施設の操作、流量・水質に関する調査、ダム及び用水供給施設の補修・点検・故障・障害対応	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	浄水管理、水質検査、配水管理、工業用水道設備の補修・点検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設 維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	処理場における水処理・汚泥処理に係る監視・運転管理、ポンプ場における監視・運転管理、管路における緊急損傷対応	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融機関間の決済、CD/ATMを含む決済インフラの運用・保守	金融庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	

		金融商品取引 清算機関		有価証券や派生商 品の取引に基づく 債務の引き受け， 取引の決済の保証	
		振替機関		売買された有価証 券の権利の電子的 な受け渡し	
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品（ＬＰガスを含 む。）の供給	石油製品（ＬＰガス を含む。）の輸送・ 保管・出荷・販売	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品の製造	製油所における関 連施設の運転，原料 および製品の入出 荷，保安防災，環境 保全，品質管理，操 業停止，油槽所にお ける製品配送及び 関連業務，貯蔵管 理，保安防災，環境 保全，本社・支店に おける需給対応（計 画・調整），物流の 管理	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ 等発生時における熱 供給	燃料調達，冷暖 房・給湯の供給監 視・調整，設備の 保守・点検，製 造・ 供給に関する設 備・システムの保 守・管理	経済産業省

(別添)

飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	食料品の調達・配達，消費者への販売業務	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品，生活必需品（石けん，洗剤，トイレットペーパー，ティッシュペーパー，シャンプー，ごみビニール袋，衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	食料品，生活必需品の調達・配達，消費者への販売業務	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	最低限の食料品の製造，資材調達，出荷業務	農林水産省

(別添)

飲食料品 卸売業	B-5	食料・飲料卸 売業 卸売市場関係 者	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品及び食 料品を製造するため の原材料の供給	食料品・原材料の 調達・配達・販売 業務	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LPガス, ガソリンスタ ンド)	新型インフルエンザ 等発生時におけるLP ガス, 石油製品の 供給	オートガスタ ンドにおけるLP ガスの受入・保 管・販売・保安 点 検サービスステ ーションにおけ る石油製品の受 入・保管・配送・販 売・保安点検	経済産業省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	火葬・墓地管 理業	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
その他の生 活関連サー ビス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理 に際して, 直接遺 体に触れる作業 (創傷の手当・身 体の清拭・詰め 物・着衣の装着)	経済産業省
その他小売 業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の生活必需品の 販売	生活必需品の調 達・配達, 消費者 への販売業務	経済産業省
廃棄物処理 業	B-5	産業廃棄物処 理業	医療廃棄物の処理	医療機関からの 廃棄物の収集運 搬, 焼却処理	環境省

(注2) 業種名は, 原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが, 特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(注4) 水先業及びタグ事業については, 水運業の一体型外部事業者とする。

(注5) 倉庫業, 港湾運送業, 貨物利用運送業については, 取り扱う物資によって公益性が変化するため, 緊急物資の運送業務に必要な事業者については, 外部事業者とする。また, 緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的(恒常的)な契約を結ぶな

ど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	区分１	内閣官房
政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	区分１	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	区分１	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	区分１	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）秘書官	区分１	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務 局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部構成員 各府省庁対策幹事会構成員 各府省庁対策本部事務局担当者	区分１	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分１	外務省

(別添)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分 1	厚生労働省 農林水産省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査, 解釈 (行政府)	内閣法制局職員	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定, 総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定, 総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	区分 1	—
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	区分 1	—
新型インフルエンザ等ウイルス性状解析, 抗原解析, 遺伝子解析, 発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	区分 1	—
住民への予防接種, 帰国者・接触者外来の運営, 疫学的調査, 検体の採取	保健所職員 市町村保健師 市町村保健センター職員	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正, 予算の議決, 国会報告に係る審議 (秘書業務を含む。)	国会議員 国会議員公設秘書 (政策担当秘書, 公設第一秘書, 公設第二秘書)	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県, 市町村の予算の議決, 議会への報告	地方議会議員	区分 1	—
国会の運営	衆議院事務局職員 参議院事務局職員	区分 1	—
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査, 解釈 (立法府)	衆議院法制局職員 参議院法制局職員	区分 1	—

(別添)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分２	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分２	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	区分２	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分１ 区分２	警察庁
救急消火、救助等	消防職員 消防団員 都道府県の航空消防隊 救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	区分１ 区分２	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため 船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	区分１ 区分２	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	区分１ 区分２	防衛省
国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員 各府省庁職員	区分２	内閣官房 各府省庁

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型，重大・緊急医療型，社会保険・社会福祉・介護事業，電気業，ガス業，鉄道業，道路旅客運送業，航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。），火葬・墓地管理業，産業廃棄物処理業，上水道業，河川管理・用水供給業，工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立，県立・市町村立の医療施設職員	区分３	—
重大・緊急医療型			—
社会保険・社会福祉・介護事業	国立，県立・市町村立の介護・福祉施設職員	区分３	—
電気業	電気業に従事する職員	区分３	—
ガス業	ガス業に従事する職員	区分３	—
鉄道業	鉄道業に従事する職員	区分３	—
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従事する職員	区分３	—
航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）	地方航空局職員，航空 交通管制部職員	区分３	国土交通省
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事する職員	区分３	—
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に従事する職員	区分３	—
上水道業	上水道業に従事する職員	区分３	—
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分３	—
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分３	—
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分３	—

V. 大竹市新型コロナウイルス感染症対策実施要領について

新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する基本的な方針としては、別途に独自の実施要領の策定は行わないが、別冊に示す「広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領」に準拠して対策を講じる（※）と共に、「大竹市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を保ちつつ、今後の最新の疫学的知見などを取り入れたうえ、適時見直しを行うものである。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種計画については、既計画として策定済である「新型インフルエンザ等」に係る各種計画に基づき実施する。

※ 準拠する対策として、「広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領」にある、「広島県」、「県内」、「県民」を「大竹市」、「市内」、「市民」に読み替え実施する。